

【別記 2 0 製造所等の配管補修に係る指導方針について】

1 配管の当て板補修について

危険物配管及び消火配管の補修に係る当て板補修については、原則として認めない。理由として、配管の当て板補修については【消防法第 10 条】に基づく技術上の基準を満足する補修であるかを判断する必要があるが、各事業所によって、設置する条件、使用状況、設計条件、運転状況が多様であるため補修基準や方法について一律に設定できないことや【消防法第 12 条】による施設の維持管理については、【消防法第 10 条第 4 項】の技術上の基準に基づき、設置許可を受けた申請内容のとおり腐食等が大きく進行する前の適切な維持管理が求められるものであると解しているためである。

★例外として、移送取扱所や特定屋外タンク貯蔵所の受入れ配管等の大口径配管については、以下に示している適正な維持管理及び点検を実施したにも関わらず、腐食の進行がやむを得ない事由により防止できなかったものについては、事案ごとに協議の上、配管補修後の健全性が証明できる適当な資料の提出をもって、認める場合もある。

また、諸事情による仮補修としての当て板についても、改修計画書等の提出により恒久的でないと判断できるものについては、同様の対応とする。

2 配管の維持管理について

配管の維持管理について、【消防法第 12 条】に基づく製造所等の維持、管理の基本である【消防法 14 条の 3 の 2】に基づく定期点検を徹底・強化し、配管が消防法第 10 条第 4 項の基準に適合する様、腐食が進行する前の当て板補修が不要な段階で、肉盛り等による補修を行うこと。